

滋賀県税制審議会会長  
諸富 徹 様

滋賀県税制審議会  
副会長 佐藤 主光

意見書

今回の滋賀県税制審議会を欠席しますので、書面にて以下のとおり意見を提出します。

記

1 法人県民税の超過課税について

答申案には概ね賛同します。

一点、超過課税の継続、適用範囲の拡大に当たっては、対象となる県内企業は無論のこと、県外企業の理解も十分に得ておくことが肝要であると考えます。

地元経済界・経済団体には彼等の意向があまり反映されていないとすれば、一層、慎重を期するべきと存じます。

2 「琵琶湖森林づくり県民税」（以下、県民税）について

新たな森林環境税・譲与税の事業とのすみ分けが重要になります。

単純に考えて、現行の県民税（個人・法人）7億円に、譲与税が市町分と合わせて5億5千億円ほど追加されるため、財源が膨張します。

啓蒙・教育活動、各種団体への支援など必ずしも森林保全に関係のない（こじつけはできますが）事業が増えるならば、「森林保全のニーズに対応する」べき県民税が、「ニーズ＝用途を作る」ことになり本末転倒です。

一案は用途を琵琶湖の保全（水質改善など）に拡大するか、森林の分野では長期的な観点から9割ある民有林のうち特に人工林、小規模所有者分を公有化して県が直接管理できる体制を構築するなどの「戦略」があつてしかるべきです。

なお、県民の間での県民税への認知はあまり高くないということです。認知を高めた上で、その改善策を問うことが妥当であると考えます。

以上